

令和 5 年度 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
調達等合理化計画の自己評価について

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 5 年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく令和 5 年度の調達に係る自己評価については、以下のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

令和 5 年度の契約状況は表 1 とおり、契約件数は 6 件、契約金額は 2.8 億円であり、すべて競争性のある契約となっている。

次に、令和 5 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一者応札はなかった。

表 1 令和 5 年度のぞみの園の調達全体像 （単位：件、億円）

	令和 4 年度		令和 5 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(87.5%) 21	(81.1%) 4.3	(83.3%) 5	(96.4%) 2.7	(△76.2%) △16	(△37.2%) △1.6
企画競争・公募	(4.2%) 1	(1.9%) 0.1	(16.7%) 1	(3.6%) 0.1	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(91.7%) 22	(83.0%) 4.4	(100%) 6	(100%) 2.8	(△72.7%) △16	(△36.4%) △1.6
競争性のない随意契約	(8.3%) 2	(17.0%) 0.9	(0%) 0	(0%) 0	(△100%) △2	(△100%) △0.9
合 計	(100%) 24	(100%) 5.3	(100%) 6	(100%) 2.8	(△75.0%) △18	(△47.2%) △2.5

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減の（ ）書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

（注 3） 第 5 期中期計画より上下水道・ガスのライフラインによる随意契約については、調達件数より除いたことにより、令和 4 年度調達実績から除く。

表 2 令和 5 年度のぞみの園の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和 4 年度	令和 5 年度	比較増△額
二者以上	件数	18(81.8%)	6(100%)	△12(△66.7%)
	金額	4.1(93.2%)	2.8(100%)	△1.3(△31.7%)
一者以下	件数	4(18.2%)	0(0%)	△4(△100%)
	金額	0.3(6.8%)	0(0%)	△0.3(△100%)
合 計	件数	22(100%)	6(100%)	△16(△72.7%)
	金額	4.4(100%)	2.8(100%)	△1.6(△36.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

- (1) 令和 5 年度においても、前年度から引き続き「一者応札・一者応募に係る改善方策」に基づき、複数の競争参加となるよう積極的に取り組んだ結果、一社応札はなかった。次年度にも引き続き実施するとともに、競争性の確保に取り組む。

【令和 5 年度の取組内容】

- ① 公告期間を 10 営業日から 12 営業日以上に延長
- ② 複数年契約の導入
- ③ 有資格業者への入札参加の勧奨

- (2) 障害者就労支援施設等からの優先調達

令和 5 年度の障害者就労支援施設等からの実績については、下記の表のとおりである。令和 4 年度と比較して、調達件数及び調達金額が減少した。これは、封筒印刷の調達件数が減少したことによるものである。次年度以降においても、業務等で障害者就労支援施設等から調達できる部門の検討を行い、調達件数及び金額の増大を図るものとする。

令和 5 年度実績 9 件 770 千円

件 数	金 額	備 考
2 件	171 千円	書籍
2 件	162 千円	印刷
3 件	430 千円	小物雑貨
2 件	7 千円	書籍発送

※(参考) 令和 4 年度実績 14 件 1,054 千円

件 数	金 額	備 考
3 件	194 千円	書籍
5 件	642 千円	印刷
3 件	208 千円	情報処理
3 件	10 千円	書籍発送

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

調達に関するガバナンスの徹底については、新たに随意契約を締結する案件については、理事会において承認を得た。また、会計課内において、会計規程等における随意契約によることができる事由との整合性等の確認を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

予定価格の取り扱いについて、限られた職員のみが担当し、契約担当役が押印したものを会計課金庫で保管することを徹底し、情報漏洩防止に努めた。

また、公正入札調査委員会を開催し、官公庁で発生した入札談合等について情報等を共有するとともに、契約事務担当者については、令和5年度官公需確保対策地方推進協議会（主催：中小企業庁）に参加させるなど、契約事務の適正化の確保に努めた。

4. 推進体制

調達等合理化計画の推進にあたっては、各事項を着実に実施するため、理事（総括、人事、事業企画局担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会を開催し、競争性のある調達については、事前点検を実施し契約監視委員会へ報告した。

また、新たな随意契約となる調達については、理事会において説明・報告し承認を得た。

なお、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を年1回開催し、新規契約案件の審議及び事後点検結果報告等を行い、その審議結果については、ホームページで公表した。